

こんやまち・ふれあいロード季節イベント特区

(申請者：紺屋町商店街振興組合)

1. 申請内容

(1) 事業内容

紺屋町商店街内の市道新町相生線の区域を会場として、店主のPRブースの設置、学生と地域住民の交流イベント、市内の農林水産物の生産者と消費者が交流するイベント等を開催し、商店街の賑わいを創出し、地域の活性化を図る。

・開催期間：年10回程度

(2) 特区の範囲

市道新町相生線（オリンピックビル前～紺屋町会館前）

（浜田市紺屋町41番地先から浜田市紺屋町81-1番地先まで）

(3) 目指す地域活性化

- ・イベントを充実することで、商店街の集客力を高め、地域の活性化を目指す。
- ・子ども向けの体験交流活動を実施することで、子どもの健全な心身を育成し、豊かな人間性を育む機会を提供する。
- ・大学生と連携してイベントを開催することで、地域と大学との連携を推進する。

2. 規制の内容

(1) 道路使用許可単位

許可単位（申請単位）は、原則として、道路を使用する一つの行為について1件の許可として取り扱っている

(2) 道路使用許可期間

許可期間は、道路の安全と円滑な利用及び周辺交通に及ぼす交通障害などを勘案し、最長1ヶ月としている。

(3) 道路使用許可申請に係る手数料の納付

道路に工作物等を設置するときは、1件につき2,200円の道路使用許可の手数料を徴収している。

3. 対応方針

この事業は、「紺屋町商店街振興組合」が計画書に基づき、設置する物件等を把握し、安全管理のための点検体制も構築し、一体的に管理・運営が図られることや、商店街の賑わい創出による地域の活性化、子ども向けの体験交流活動、商店街の美化清掃活動を実施するなど、公共性・公益性が高い事業と認められることから、規制を緩和する。

(1) 道路使用許可単位の緩和【関係法令等：道路交通法】

⇒実施主体による包括一件申請を認めるものとする

(2) 道路使用許可の緩和【関係法令等：道路交通法】

⇒最長3ヶ月を認めるものとする

(3) 道路使用許可申請手数料の免除【関係法令等：警察に関する手数料条例】

⇒手数料免除を認める

*当該特区認定にあわせて、道路法に基づく市道の道路占用についても、上記同様の手続きを適用する方向で道路管理者（浜田市）と協議済。